

令和3(2021)年度 とちぎ健康経営事業所認定制度 認定基準解説書

項目	認定項目等	説明等
1-1	健康経営の実施を宣言(とちぎ健康経営宣言等)し、宣言書(証)を掲示し社内外に発信している。	・社長自身のSNSでの発信など、法人としての取組ではない場合は不適合
2	事業場ごとに従業員の健康管理に関する担当者を定めている。	・その他に記載する場合、部署名のみは不適合
4-2	再検査、任意のがん検診等を受診しやすい環境を事業所として整えている。	・定期健康診断の受診勧奨のみをしている場合は不適合 ・定期健康診断の結果を配布しているのみは不適合 ・医学的に効果が確認されていない民間の検査等の実施の推奨は不適合
4-3	労働安全衛生法に準じたストレスチェックを実施している。(従業員50人以上事業所は実施が義務)	・ストレスチェックの過程で、医師等である実施者の関与が認められない場合は不適合(従業員のセルフチェックのみの場合など)
4-4	健康課題を踏まえ、従業員の健康保持・増進、過重労働防止に関する計画を策定し、具体的な数値目標や計画、実施(責任)主体、実施期限を定めている。 例)2021年3月までに喫煙率を10%以下にする。	・健康診断受診率100%達成など、目標が法令順守やそれに準じる内容に留まるものは不適合 ・目標値が数値目標になっていない場合は不適合
5-1	管理職や従業員に対し、健康管理の必要性の認知と知識向上のための教育をしている。	・体力測定や状態把握のみに留まる場合は不適合 ・伝達方法は通知による周知など個人への情報提供を行うこととし、社内イントラの掲示のみなどは不適合
5-2	従業員の仕事と家庭の両立に向けた環境づくりを継続的に行っている。	・特定の職種等、一部の従業員を対象とした取組は不適合
5-3	感染症予防対策を実施した上で、従業員同士のコミュニケーション向上に寄与する行事を年1回以上実施または社外団体主催行事に参加した。	・企業展示会への出展といった自社製品の販売促進等の延長上のイベント等への参加は不適合 ・事業所が関与していない有志による取組は不適合
5-4	従業員の病気の治療と仕事の両立支援に向けて、組織として取組を行っている。	・正社員のみ等、特定の対象者のみに対する傷病休暇・病気休暇の付加は不適合 ・本人の希望があった場合に実施する単発的な取組であり、組織としての支援体制構築と見なされないものは不適合
6-2	従業員の食生活改善を促す取組を継続的に行っている。	・五大栄養素に関するポスター掲示等、一般的な情報提供に留まる取組は不適合
6-3	従業員の運動機会を増加させる取組を継続的に行っている。	・直接的に運動に結びつかないと考えられる血圧測定や体重測定の実施は不適合 ・運動を推奨するポスターの掲示のみは不適合
6-4	女性の健康保持・増進に向けた職場環境の整備や女性の健康に関するリテラシー向上に向けた取組を実践している。	・婦人科健診の費用補助を社員会や親睦会等の従業員有志で行っている場合は不適合 ・相談窓口について、女性の健康に対応できる旨を明示していなければ不適合
6-5	従業員の感染症予防の取組を行っている。	・感染予防に関連する自社製品の製造・販売は不適合
6-6	従業員(管理職を含む)の超過勤務時間を把握し、対策を定め実行している。	・フレックスタイム制の導入は、長時間労働者への対応とは見なせないため不適合
6-7	メンタルヘルス不調の予防、不調者発生時の適切な労働支援体制を整備している。	・本人ではなく、上司や健康づくり担当者と産業医が面談をしている場合は不適合 ・ストレスチェックの範囲内に留まる取組は不適合 ・メンタルヘルス不調に関するセミナーの実施は5-1の取組に該当するため、ここでは不適合
7-1~ 7-4	【医療保険者と連携し、健康づくりを推進しているか】 (協会けんぽ栃木支部加入事業所) 7-1から7-4の4項目のうち3項目以上	1つ又は2つの項目から口を3つ選択している場合は不適合 例) 以下の場合、3つチェックはついているが、2項目しか満たしていないため不適合 7-1 □を2つ選択 7-2 □を1つ選択 7-3 □チェックなし 7-4 □チェックなし
7-1~ 7-3	【医療保険者と連携し、健康づくりを推進しているか】 (健保連栃木連合会会員組合及びその他の事業所) 7-1から7-3の3項目のうち2項目以上	1つの項目から口を2つ選択している場合は不適合 例) 以下の場合は、2つチェックはついているが、1項目しか満たしていないため不適合 7-1 □を2つ選択 7-2 □チェックなし 7-3 □チェックなし